

令和6年4月17日

株式会社山本管工 一般事業主行動計画（第8回）

従業員が仕事と私生活を両立させることにより、全ての従業員がその能力を会社や社会生活において幅広く発揮できるようになると考え、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：

令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間

2 内 容：働き方改革・所定外労働の削減

少子高齢化に伴う生産年齢人数の減少、働くスタイルの多様他

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和6年5月 実労働時間について検討

令和6年7月 実労働時間の短縮について